

緑十字賞受賞の伊藤靖則氏 (株)イトジュ 代表取締役 に聞く



緑十字賞受賞の伊藤靖則氏

当協会会員、(株)イトジュ代表取締役伊藤靖則氏が本年度の緑十字賞を受賞されましたので、ご感想をうかがいました。

このたび、中央労働災害防止協会(中災防)が主催する緑十字賞(産業安全及び労働衛生部門)を受賞することができました。

この表彰は、長年にわたり産業安全や労働衛生の推進向上に尽くし、顕著な功績が認められる個人等を顕彰する制度であるとのことで、弊社のこれまでの取組と創業以来の無事故・無災害が評価されたものと考えており、誠に光栄なことと感じております。

弊社では、産業安全及び労働安全について、平成20年4月にOHSAS18001認証を取得(後にISO45001に移行)し、そのマネジメントの一環として、日常の安全活動とともに社員の積極的な教育・講習の受講や、成果の共有などに体系的に取り組んできました。

パナソニック(株)の創業者である松下幸之助氏が提唱された「凡事徹底」という言葉があります。なんでもないような当り前のことを着実かつ徹底的に行うことをいうのですが、労働安全の基本は、まさにこの言葉に集約されているのではないかと思います。

今後も、社員とともに、労働安全に万全を期し、事業に取り組んでいく所存です。

最終処分場の雑草問題をヤギで解決する

(株)ケー・イー・シー関連会社の取組を紹介

(株)ケー・イー・シー様より、最終処分場の維持管理に関するユニークな取組について寄稿をいただきましたので紹介いたします。

弊社の関連会社のクリーン開発(株)(愛知県瀬戸市)では、処分場の斜面に生い茂る雑草を、例年、社内または業者へ委託して草刈りを行っていましたが、しかし、作業に要する時間や人件費等のコストがかかるうえに危険を伴う作業でもあったことから、今期は、近年話題となっているヤギによる除草を試みました。ヤギは「斜面に強い」、「草刈機の燃料が不要」、「刈り取った雑草の処分が不要」といった点で、環境にやさしく、コストが抑えられる除草方法として注目されています。処分場がある地元の農場からヤギをレンタルし、ヤギによる除草を行うことで「危険な作業からの解放」、「草刈り費用の大幅削減」といった利点が見られました。

今後は頭数を増やし、通年ヤギを放牧するとともに地域住民と触れ合える機会を作ることを検討しています。



ヤギによる草刈り作業

環境美化活動に参加しましょう!



朝日土木(株)三重リサイクルセンターによる秋季環境美化活動風景



当協会では、春季(5月30日:ごみゼロの日)と秋季(11月27日:協会設立日)の年2回を「環境美化啓発推進記念日」と定め、両日を中心に清掃活動を実施しています。

両日以外にも事務所等周辺や道路等のごみ収集、除草等美化活動等をされている会員の方は、協会までご報告下さい。

なお、協会が行うこの行事については、本年度より、伊勢湾流域圏の三重県・愛知県・岐阜県・名古屋市が連携して取り組む「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に登録し、連携して取り組んでいくこととしています。

コンプライアンス現地研修会を開催

産業廃棄物の保管状況や、マニフェストの不適正な取扱い、契約における委託基準違反等で行政処分を受けている事業者がまだまだ見受けられることから、本年度も廃棄物処理法を遵守し適正処理を進めるため、令和2年10月9日に株式会社ミヤテック様のご協力により同社大口工場において、協会役員、中南勢地域の処理業者等15名が参加し、三重県廃棄物対策局廃棄物監視・指導課の職員を講師に招き現地研修会を開催しました。

当日は、あいにくの雨にもかかわらず、同社の野外保管場所を会場に、廃棄物を保管する場合の高さや勾配の制限について具体例を示して、違反状況や確認の方法の説明等を受けました。



産廃Q&A 家電4品目の運搬マニフェスト

産業廃棄物として排出された家電4品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、エアコン)を指定引取場所に運搬する場合、マニフェストはどのように運用するのですか。

家電4品目の処理は、家電リサイクル券システムという、紙マニフェスト制度によく似た方法で管理が行われていますが、工場・事業場等から産業廃棄物として排出された家電4品目を、自社又は家電小売業者以外の者が運搬する場合は、その運搬区間について廃棄物処理法に基づきマニフェストを運用する必要があります。

このことから、事業者から委託を受けて家電4品目を指定引取場所に運搬する場合は、廃棄物処理法に基づきマニフェストの交付を排出者から受け、産業廃棄物として運搬してください。この場合、マニフェストの運用は、運搬のみについて適用されますので、C1票以降は不要となります。また、指定引き取り場所で家電を引き渡す際には、家電リサイクル券を渡してください。

なお、マニフェストの運用のほか、廃棄物処理法に基づき事業者と収集運搬業者との間で委託契約を締結する必要があります。

SDGsの取組を進めるために



SDGsは全世界が合意した2030年の未来像を示すもので、ここに掲げられている169のターゲットは、今後、変化が起きる領域であるといえ、企業が持続的に発展するために注目していかなければいけない分野です。

一方で、私たち産業廃棄物業界は、これまでより循環型社会の形成に向けた取組を進めてきており、SDGsとの共通項も多い中で、かえって捉えどころが難しいとお考えになる方も多いのではないかと思います。

ところで、おおもとの「我々の世界を変革する:持続可能な開発目標2030アジェンダ」の中で、「廃棄物」という言葉が使われている箇所を抜粋すると、次のように記述されています。

目標11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

11.6 2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する

12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

こういった観点(第1段階として廃棄物の処理に伴う環境影響の抑制、第2段階として廃棄物発生量の大幅な削減)を踏まえたうえで他の目標との連携を意識して、事業活動や社会貢献活動に伴う様々なゴールに向けた取組を整理していくと、少しは見通しがよくなるのではないかと思います。